平成２９年（フ）第１２０号
茨城県日立市大沼町１丁目30番22号
債務者　大平　公生
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１２４号
茨城県日立市本宮町３丁目27番10号
債務者　益子ひろ子
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第４８号
熊本県荒尾市大島町４丁目５番８号　まりばさみⅡ　101号
債務者　中川原光代
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第８００１号
東京都中野区中野３丁目23―31　せい山荘203
債務者　中島　誠一
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０５２号
東京都新宿区西落合２丁目22―13―101
債務者　井坂　亮介
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０６１号
東京都北区西ケ原４丁目48―７―202
債務者　高橋　俊平
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０７１号
東京都江戸川区南小岩４丁目６―４―202
債務者　佐次田とし子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０９０号
東京都清瀬市下清戸２丁目572―１―205
債務者　與後　良樹
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０９１号
東京都清瀬市下清戸２丁目572―１―205
債務者　與後　優子
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１００号
東京都葛飾区新小岩３丁目27―19―101
債務者　斎藤　恵美
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１０２号
東京都小金井市本町５丁目18―14―201
債務者　長沼　佳子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１０７号
東京都北区東十条５丁目２－４－101
債務者　吉田　武司
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１０９号
東京都足立区一ツ家１丁目25―７―102
債務者　田嶋　純司
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１１７号
東京都江戸川区北小岩８丁目21―10―306
債務者　澤田　雅司
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１１８号
東京都江戸川区北小岩８丁目21―10―306
債務者　澤田　和惠
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１３６号
東京都江戸川区一之江５丁目11―19―205
債務者　村上　幸江
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部